

# 第 3 次 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

環境にやさしいまちづくり

～循環型社会を目指して～

平成30年3月

上 富 良 野 町

## 目 次

第1章 計画の概要	
1. 計画の趣旨	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
第2章 ごみ処理の現状と課題	
1. ごみ処理の流れ	3
2. 処理概要	5
3. 処理量実績	6
(1) ごみ収集量	6
(2) 1人1日あたり排出量	7
4. 資源化の状況	8
5. 最終処分の状況	9
6. ごみ処理料金の状況	9
7. 広域搬入ごみの状況	10
8. ごみ処理の課題	11
第3章 ごみ処理基本計画	
1. 基本方針	12
2. 基本方針を達成するための施策	12

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村には一般廃棄物の適正な処理が求められており、その処理に関して計画を定めなければならないとされていることから、本町では、平成20年度に平成29年度までの計画として第2次上富良野町一般廃棄物処理基本計画を作成しました。今回、平成30年度から平成39年度までの計画として、循環型社会の形成を目指して、総合的かつ計画的な廃棄物処理を推進するための方向性を定め「上富良野町第3次廃棄物処理基本計画」を策定しました。

近年、町民のごみ問題、環境問題への意識の高まりとともに、循環型社会形成推進基本法が施行により、市町村は、これまでの適正なごみ処理の実施に加えて、ごみの減量化、資源化の推進がより一層求められています。

このような中、本計画は、ごみの排出抑制やごみの資源化の推進、ごみの適正処理・処分を図るため、前計画と同様に、循環型社会の構築に向けた取り組みについて策定するものです。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定に基づき策定とし、平成19年度に策定した「第2次一般廃棄物処理基本計画」が目標年次である平成29年度を迎え、計画期間を終了することから、これらの法令及び計画等との整合を図り、策定するものです。

このため、本計画を本町における廃棄物行政の最上位計画として、位置づけ、ごみの発生抑制・再使用・再生利用・適正処分等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化する施策等を取りまとめます。

また、策定に際しては、国や北海道の指針に基づくとともに、「第5次上富良野町総合計画」等と整合を図りつつ、関連方針関連計画・事業計画との調整にも努めるものとします。

国	環境基本法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	資源有効利用促進法	各種リサイクル法
北海道	北海道循環型社会形成推進基本計画	北海道廃棄物処理計画			
上富良野町	第5次上富良野町総合計画	廃棄物処理及び清掃に関する条例	廃棄物処理基本計画	廃棄物処理実施計画	

### 3. 計画の期間

本計画は、計画目標年次を平成39年度とする。なお、中間目標年次は特に設けないが、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合については、随時内容の見直しを図り、柔軟に対応していくものとします。

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 1. ごみ処理の流れ

前計画時と同様に一般家庭から排出されるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、空きかん、空きびん、ペットボトル、プラスチック類、生ごみ、紙類(段ボール、新聞紙、雑誌、紙パック)、乾電池、蛍光灯、粗大ごみ、廃食用油、小型家電、布類の14分別となっています。

乾電池や廃食用油、小型家電、布類は公共施設等を利用した拠点方式、「粗大ごみ」は予約制による戸別収集、その他のごみについてはステーション方式により収集しています。

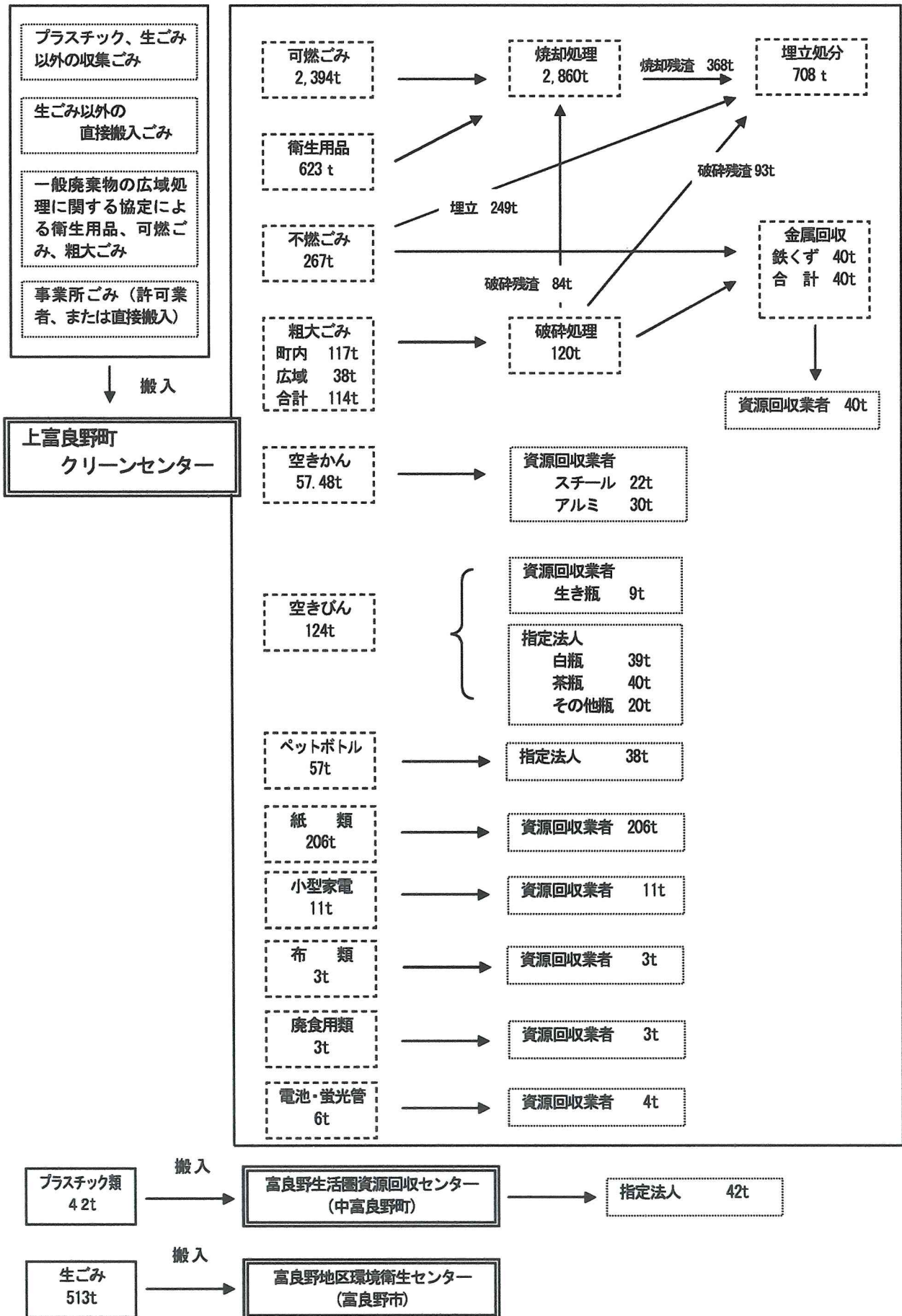
処理施設としては、上富良野町クリーンセンター(平成11年4月より稼働。以下「クリーンセンター」という)において可燃ごみの焼却処理をはじめ、空き瓶、空き缶、ペットボトルについて中間処理を行い、焼却残渣と不燃ごみの埋立処分をしています。プラスチック類は富良野生活圏資源回収センター(所在地 中富良野町)にて中間処理を、生ごみについては富良野地区環境衛生センター(所在地 富良野市)にて堆肥化処理を行っています。中間処理された空き瓶、空き缶、ペットボトル、プラスチック、また集められた紙類については指定法人等の専門業者に引き渡して再資源化しています。

事業所から排出されるごみは、一部のプラスチックを除き、家庭ごみと同様に分別され、事業者自ら処理するか許可業者への委託により処理されています。

表2-1 ごみの分別

	分別区分	収集方式	収集回数	
家庭系	可燃ごみ	ステーション収集	週1回	
	不燃ごみ	ステーション収集	月1回	
	資源ごみ	空きかん	ステーション収集	月1回
		空きびん	ステーション収集	月1回
		ペットボトル	ステーション収集	月2回
		プラスチック類	ステーション収集	週1回
		生ごみ	ステーション収集	週2回
		紙類	ステーション収集	月1回
	有害ごみ	乾電池	拠点収集	—
		蛍光灯	ステーション収集	月1回
		粗大ごみ	戸別収集	月2回
	事業系	可燃ごみ	—	—
不燃ごみ		—	—	
資源ごみ		空きかん	—	—
		空きびん	—	—
		ペットボトル	—	—
		プラスチック類	—	—
		生ごみ	—	—
		紙類	—	—
有害ごみ		乾電池	—	—
		蛍光灯	—	—
		粗大ごみ	—	—

図 2-1 平成 28 年度のごみ処理の流れ



## 2. 処理概要

### ◎収集・運搬

#### ・家庭系ごみ

クリーンセンターに持ち込まれる直接搬入ごみ、市街地区以外の生ごみを除いては、委託業者により町内全区域において収集されています。収集されたプラスチック類については富良野生活圏資源回収センター（所在地 中富良野町）へ、生ごみについては富良野地区環境衛生センター（所在地 富良野市）へ直接運搬され、その他のごみについてはクリーンセンターへ搬入されます。

拠点回収される乾電池や廃食用油、小型家電、布類、戸別収集される粗大ごみ以外については、各家庭から町内に約 400 箇所あるごみステーションに搬出・集積された後、委託業者により収集されます。

ごみステーションの設置及び管理については各自治会が行うこととなっており、排出された分別が不完全なごみや、汚れのある資源ごみについては収集せず、排出者及び自治会において、責任を持って再分別することとなっています。

#### ・事業系ごみ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされていることから、事業所から排出される事業系ごみについては処理施設へ自己搬入するか、または許可業者による収集となります。

### ◎中間処理

クリーンセンターに搬入された可燃ごみは焼却処理、空きびんについては色別に分けて排出されないため、再生区分ごとに手選別します。また、空きかんについては機械により鉄とアルミに分けて圧縮、ペットボトルも圧縮処理します。粗大ごみは人手によりある程度分解するなど前処理された後、破碎され、鉄の回収とともに可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分されます。紙類については収集段階で再生区分ごとに分別されていることから、収集後に一時保管され、再生業者に引き渡されます。乾電池、蛍光管についても収集後、一時保管され、再生業者へ引き渡します。

プラスチック類は富良野生活圏資源回収センター（所在地 中富良野町）に集積され、ベール化して指定法人に引き渡されます。

生ごみについては、富良野地区環境衛生センター（所在地 富良野市）にて堆肥化処理されます。

### ◎最終処分

クリーンセンターでは不燃ごみ、粗大ごみの破碎残渣は直接、最終処分場にて埋立処理します。また焼却処理後の残渣（焼却灰）については、薬剤処理を行ってから埋立します。これらは、ごみの埋立と覆土を交互に行うサンドウィッチ工法により処理されており、最終処分場からの浸出水は、微生物と薬剤により処理した後、放流します。

### 3. 処理量実績

#### (1) ごみ収集量

一般廃棄物の総排出量を過去5年で比較すると、概ね横ばい傾向にあり、平成28年度における一般廃棄物の総排出量は3,265tとなり、内訳として家庭系ごみが2,561t、事業系ごみが704tとなっています。

表2-2 ごみ収集量の推移

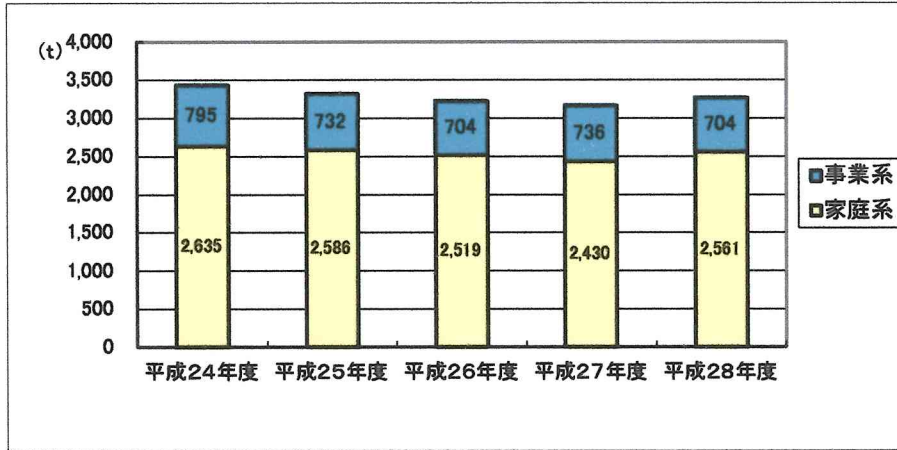
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
家 庭 系	可燃ごみ	1,393	1,442	1,401	1,378	1,519		
	不燃ごみ	276	227	231	194	182		
	粗大ごみ	59	62	61	65	85		
	電池/蛍光灯	3	2	1	1	1		
	資 源 ご み	空きかん	59	59	56	47	46	
		空きびん	101	98	99	95	100	
		ペットボトル	41	41	42	41	43	
		プラスチック類	51	49	46	46	42	
		生ごみ	441	396	373	364	344	
		廃食用油	1	1	1	1	1	
		布類	0	0	0	2	3	
		小型家電	14	14	12	17	11	
		紙類	196	195	196	179	184	
		紙 類 内 訳	ダンボール	67	65	64	60	65
			新聞	59	57	57	58	61
			雑誌類	69	72	74	60	57
紙パック	1		1	1	1	1		
家庭系合計		2,635	2,586	2,519	2,430	2,561		
事 業 系	可燃ごみ	452	355	367	417	329		
	不燃ごみ	59	82	60	73	85		
	粗大ごみ	15	24	26	34	43		
	電池/蛍光灯	4	4	4	4	5		
	資 源 ご み	空きかん	19	20	17	13	12	
		空きびん	31	29	26	26	24	
		ペットボトル	19	16	17	15	15	
		プラスチック類	1	0	0	0	0	
		生ごみ	173	181	165	135	169	
		廃食用油	—	—	—	—	—	
		布類	—	—	—	—	—	
		小型家電	—	—	—	—	—	
		紙類	22	21	22	19	22	
		紙 類 内 訳	ダンボール	19	20	20	16	19
			新聞	1	0	0	1	0
			雑誌類	2	1	2	2	3
紙パック	0		0	0	0	0		
事業系合計		795	732	704	736	704		
総収集量		3,430	3,318	3,223	3,166	3,265		

※ 単位はトン

※ 小数点以下第1位を四捨五入していますので、「0」となっていますが、ごみ量が全くないということではありません

※ 他市町からの搬入量（富良野生活圏ごみ）は除く。他市町への搬出量は含む。

図 2-2 ごみ収集量の推移



(2) 1人1日あたり排出量

(1) にあるとおり、平成 24 年度から 27 年度にかけて減少傾向にはありますが、その後、平成 28 年度に微増となりましたが、ほぼ横ばいとなっています。

また、国民 1 人 1 日あたりのごみ排出量及び道民 1 人 1 日あたりのごみ排出量との比較においては、下回っている状況です。

表 2-3 1人1日あたり排出量の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人 口 (人)		11,763	11,731	11,526	11,157	11,022
家庭系ごみ排出量		614	604	599	596	632
事業系ごみ排出量		185	171	167	181	175
1人1日排出量	町内	799	775	766	777	807
	道内	1,004	1,013	990	984	—
	国内	963	958	947	939	—

※ 単位はグラム

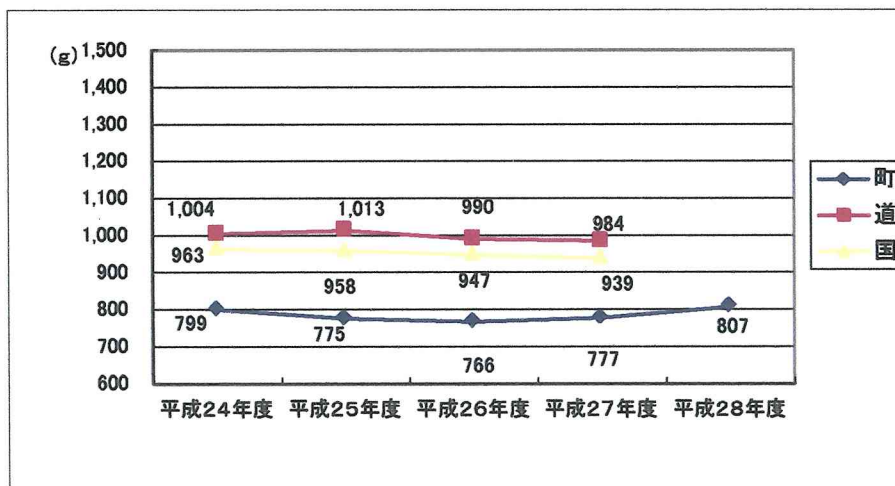
※ 人口は、各年 10 月 1 日現在の数値（住民基本台帳人口）

※ 小数点以下第 1 位を四捨五入しています

※ 一般廃棄物処理事業実態調査（平成 27 年度実績）結果の概要より

1 人 1 日 当 た り の ご ゐ の 排 出 量 = ご ゐ 総 排 出 量 ÷ 総 人 口 ÷ 年 間 日 数 (365 日)

図 2-3 1人1日あたり排出量の推移





#### 4. 資源化の状況

分別の細分化により、資源化率は30%台を推移しています。平成27年度における全道の資源化率24.3%、全国の20.4%を大きく上回っています。資源ごみとして収集されるものだけでなく、中間処理の過程で資源化できるものの回収に努めることにより、資源化率の向上を図っています。

表2-4 資源化量の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
上富良野町クリーンセンター	522	523	520	469	483
アルミ	29	30	29	30	30
スチール	41	41	36	25	22
鉄くず	28	39	28	34	40
圧縮鉄	4	0	0	0	0
生き瓶	9	9	9	9	9
白びん	47	43	54	40	39
茶びん	45	50	50	44	40
その他びん	20	17	19	10	20
ペットボトル	60	57	59	56	58
紙類	218	217	219	197	206
小型家電	14	14	12	17	11
布類	0	0	0	2	3
電池・蛍光管	6	6	5	5	6
富良野生活圏資源回収センター					
プラスチック類	52	49	46	46	42
富良野地区環境衛生センター					
生ごみ	614	577	539	499	513
資源化量合計	1,188	1,149	1,105	1,034	1,038
ごみ総収集量	3,430	3,318	3,223	3,166	3,265
資源化率(%)					
町内	34.6	34.6	34.2	32.7	31.8
道内	23.6	24.0	24.6	24.3	
国内	20.5	20.6	20.6	20.4	

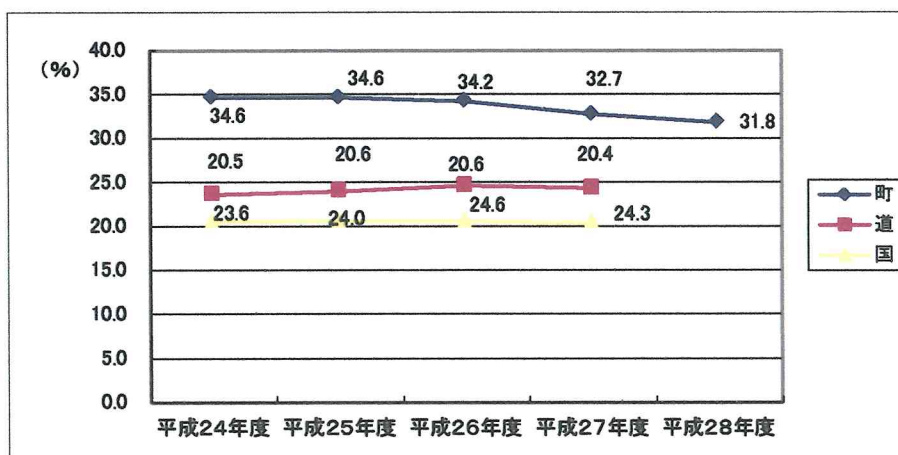
※ 単位はトン

※ 資源化率は小数点以下第2位、その他については小数点以下第1位を四捨五入しています

※ 資源化率とは、ごみとして収集したもののうち、資源化を図ったものの割合（資源化量総÷収集量合計）です

※ 一般廃棄物処理事業実態調査（平成27年度実績）結果の概要より

図2-4 資源化率の推移



## 5. 最終処分状況

収集されたごみは、中間処理施設で処理された後、資源として再利用できるものを回収し、残ったものは適正に埋め立て処分されます。

表 2-5 最終処分量の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
上富良野町クリーンセンター		862	817	763	721	709
富良野地区環境衛生センター		81	71	60	50	42
最終処分量合計		943	888	823	771	751
ごみ総収集量		3,430	3,318	3,223	3,166	3,265
最終処分率(%)	町内	27.5	26.8	25.5	24.4	23.0
	道内	19.3	19.9	17.5	16.4	-
	国内	10.3	10.1	9.7	9.5	-

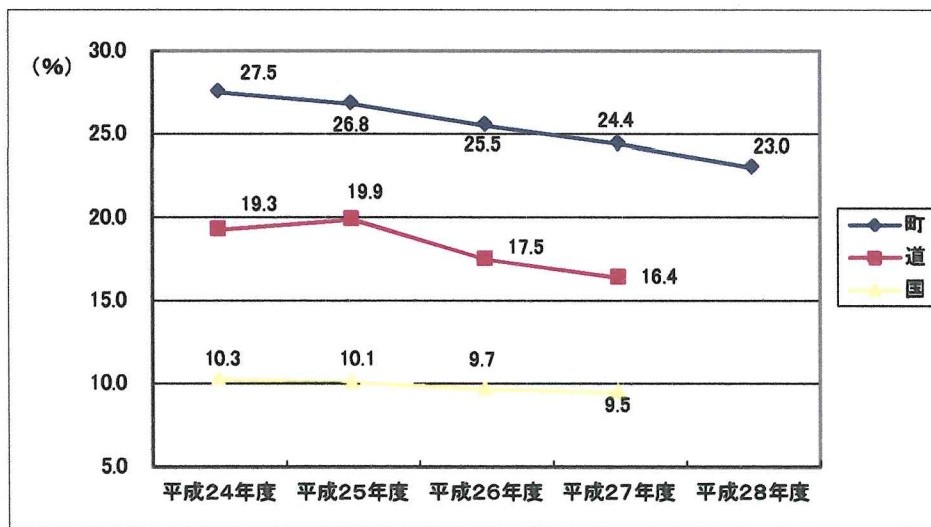
※ 単位はトン

※ 最終処分率は小数点以下第2位、その他については小数点以下第1位を四捨五入しています

※ 最終処分率とは、ごみとして収集したもののうち、資源化を図ったものの割合（最終処分量合計÷総収集量）です

※ 一般廃棄物処理事業実態調査（平成27年度実績）結果の概要より

図 2-5 最終処分率の推移



## 6. ごみ処理料金の状況

平成14年10月1日から、ごみの減量化・資源化、ごみ処理経費に係る財源確保を目的に、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理料金を有料化し、平成18年10月1日には料金改正を実施しています。

表 2-6 ごみ処理手数料の変遷

	可燃ごみ (45ℓ)	可燃ごみ (30ℓ)	不燃ごみ (45ℓ)	不燃ごみ (30ℓ)	粗大ごみ 大	粗大ごみ 中	粗大ごみ 小
平成14年10月1日	90円	60円	90円	60円	900円	450円	300円
平成18年10月1日 ～現在まで	105円	70円	105円	70円	1,050円	700円	500円

7. 広域搬入ごみの状況

「一般廃棄物の広域処理に関する覚書」(平成14年12月1日締結)により、平成14年12月から富良野市、南富良野町の衛生用品、平成15年4月から中富良野町の衛生用品と粗大ごみ、平成16年4月からは南富良野町の粗大ゴミを受け入れ、クリーンセンターにて処理しています。平成20年4月からは、南富良野町の可燃ごみの受け入れを行っています。

表2-7 広域ごみの搬入量の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中富良野町	衛生用品	98	98	86	87	97
	粗大ごみ	32	27	23	22	26
富良野市	衛生用品	552	553	433	442	526
南富良野町	可燃ごみ	407	427	422	415	547
	粗大ごみ(災害)	0	0	0	0	11
合計	衛生用品	1,057	1,078	941	944	1,170
	粗大ごみ	32	27	23	22	37
広域搬入ごみ合計		1,089	1,105	964	966	1,207

図2-6 広域ごみの搬入量の推移

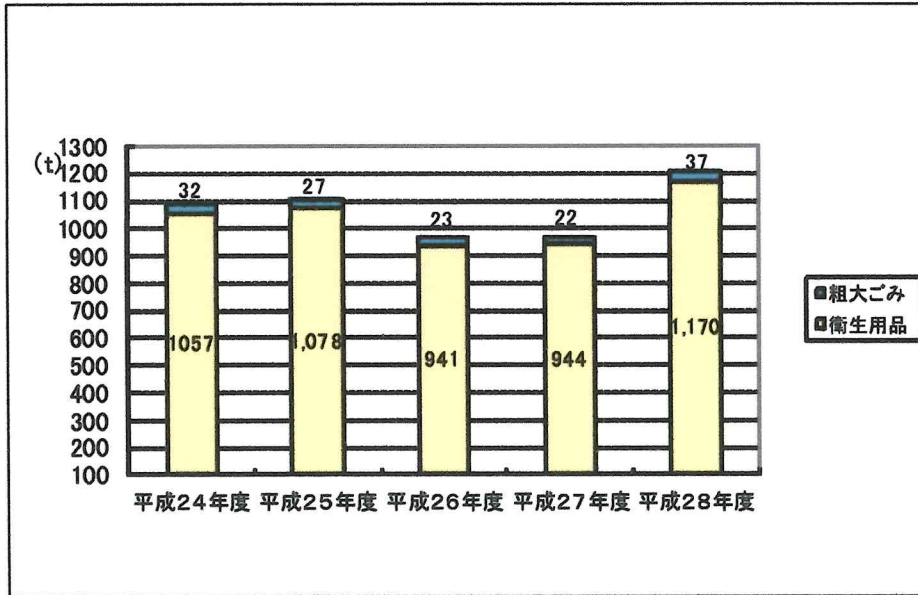


表2-8 広域ごみの受け入れ開始状況

	平成14年	平成15年	平成16年	～	平成20年～
衛生用品	12月 富良野市 南富良野町	4月 中富良野町			
粗大ごみ		4月 中富良野町	4月 南富良野町		
可燃ごみ					4月 南富良野町

## 8. ごみ処理の課題

国においては、循環型社会形成推進基本法の中で、製品等が廃棄物となった場合、環境負荷をできる限り低減する観点から施策の優先順位を①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（マテリアルリサイクル）、④熱回収（サーマルリサイクル）、⑤適正処分、と規定し、この基本的な枠組みを基に各種リサイクル法を整備し、持続的発展が可能な社会の実現を推進しています。

本町のごみの総排出量については、ほぼ横ばい状態となっており、1人1日あたりの排出量についても道内平均を下回っており、良好な状態と言えますが、更なる減量化に向けて啓発に努める必要があります。

また、ごみの分別区分の見直しにより、資源化できるものについては極力分別・資源化していかなければなりません。分別区分を増やすことにより、ごみ処理に要する経費は増大します。しかも、焼却ごみから資源ごみへシフトすることにより、焼却効率の悪化、焼却コストの増大することも想定されることから、環境負荷と処理コストとのバランスも考慮しつつ、今後の方向性について検討を加えるとともに、現在行われている富良野圏域1市3町1村（富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）での広域処理についても、より合理的な処理体制の整備について協議していく必要があります。また、現状の仕組みの中では自治体が負担する割合が大きくなっており、拡大生産者責任の考え方に基づいた制度改正が図られるよう国等に強く働きかけていく必要もあります。

これらの課題に対応するため、町民・事業者・行政の役割分担を明確にし、効率的かつ効果的なごみ処理体制の築いていくとともに、情報の公開を積極的に進め、減量・資源化意識の啓発を図っていかねばなりません。

あわせて、今後も適正なごみ処理を継続していくため、受益者負担の原則に基づき処理費用の適正な負担を求めつつ、処理施設の適切な維持管理、長寿命化を視野に入れた計画的な修繕等に努めてまいります。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 1. 基本方針

本町のごみ排出量は、平成28年度において総量で3,245t、1人1日あたり807gとなっています。今後の人口動向については、減少傾向が続いていくのに対し、人口に占める高齢者の割合は年々増加傾向にあることから、総排出量においては横ばい、もしくは減少傾向で推移していくものと思われます。

しかしながら、人口減や高齢化による町収入の落ち込み、その他行政コストの増加に伴うごみ処理費用に対する実質的な行政負担の増加や地球環境への負荷を考えると、総排出量はもとより、1人当たりの排出量の抑制を図っていくとともに、資源化率・再利用率を上げていく方策を探っていく必要があります。

循環型社会形成推進基本法には、①発生抑制（リデュース）②再使用（リユース）③再生利用（リサイクル）④熱回収（サーマルリカバリ）⑤適正処分の、5つの基本原則が掲げられています。近年、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応も急務となっています。このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や町民のライフスタイルを見直しも含めた、社会における物資循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていくことが必要であります。

本町では、第2次廃棄物処理基本法策定時の総排出量から比較すると、2割程度減少し、ゴミの減量化を図るための分別の徹底など、排出量の抑制においてある程度の成果が認められました。しかしながら、上記のとおり、今後においてもごみを減量化、再資源化を図るために継続した取り組みが求められています。本計画では、リデュース（Reduce 減らす）、リユース（Reuse 再利用）、リサイクル（Recycle 再資源化）の3R実践を柱に、次のとおり取り組んでいきます。

### 2. 基本方針を達成するための施策

#### (1) リデュース（Reduce）の推進

##### マイバッグ運動への取り組み

買い物袋を持参してレジ袋をもらわない「マイバッグ運動」の推進は、ごみの減量化だけでなく、CO2排出量の削減、エネルギー資源の節約、更には事業者側にとってもコストの削減につながるものであり、消費者にとっても心がけ次第では比較的取り組みやすいものであることから、行政として啓発活動をはじめとしたその他施策の実施について積極的に推進していくものとします。

## 減量化啓発活動への取り組み

町内会など5人以上の団体を対象に開催する出前講座によるごみ処理に関する情報提供、クリーンセンター施設見学の受け入れなどにより、ごみ処理についての理解を促すとともに、減量意識の醸成に努めます。

## (2) リユース (Reuse) の推進

### リユースフェアの充実

ごみの減量化と、物を再利用する意識の浸透を進めるため、不要になった衣類や小・中学生等のスキー用品などを無償で引き取り、必要な人に提供・再利用してもらう「リユースフェア」の充実について検討します。

## (3) リサイクル (Recycle) の推進

### 新たな分別項目の検討

現在、可燃ごみとして収集・処理されているてんぷら油などの廃食用油について分別収集を実施することにより、バイオディーゼル燃料として再資源化されるよう収集体制、処分方法等について検討していきます。

## (4) 広域処理の推進

平成25年3月に策定された第2次「富良野生活圏 一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画」を踏まえ、今後も富良野沿線5市町村(上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村)において既存施設の有効活用を図りつつ、相互連携を取りながら効率的なごみ処理に努めます。